

快適で安全、安心な住環境を求める方を支援 住宅リフォーム費用助成制度

町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費用の一部を助成します。

詳しくは下記問合せ先にお問い合わせください。

■申込期間

4月1日(火)～12月12日(金)

※上記期間内に先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、申込期間中に終了する場合があります。

■対象工事

- ・バリアフリー改修工事（通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- ・断熱、省エネ改修工事（町が定める基準以上）



■対象者

- ・町内に住所を有する方、または安平町に移住される方
- ・5年以上居住することを確約できる方
- ・住宅の所有者でかつ、その住宅に現に居住している方（移住される方は対象外）
- ・住宅の所有者および同一世帯全員が町税などを滞納していない方
- ・暴力団などに属していない方

■対象住宅

- ・町内にある専用、併用住宅（併用住宅の場合は居住部分のみ対象）
- ・築後10年を経過している住宅
- ・建築基準法などを遵守している住宅
- ・町内の業者がリフォームする住宅

■助成額

バリアフリー改修工事

- ・対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の1/2（上限 1,500,000円）
- ・申請者の同一世帯における満18歳未満のお子さんの人数に応じて助成額を加算（上限あり）

断熱、省エネ改修工事

対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の23%（上限 766,000円）

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること。

※助成金交付決定前に着手していない工事で、申請する年度の1月末日までに工事完了届を提出できる工事であること。

※助成金の交付は、同一住宅および同一人につき1回限りとすること。

【対象とならない工事】

- ・単なる屋根、壁の塗装、張り替えや住宅の解体
- ・給湯ボイラーなどの機械設備
- ・設計費 など

申込み・問合せ 建設課施設グループ ☎ 2516